

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて（見える化要件）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

福祉・介護職員の処遇改善については、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含めて、これまで多くの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税引き上げに伴い障害福祉サービス等報酬改定が行われ、職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、特定処遇改善加算が新たに創設されました。経験・技能のある障害福祉人材に重点を置きつつ、職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度、他職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められました。当法人では令和2年度より、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。

算定要件

1. 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している事。
2. 処遇改善加算の職場環境要件に関する取り組みを行う事。
3. 処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページ等への記載を行い、見える化を行う事。

入職促進に向けた取組

- ・ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

職場環境等要件について

1. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
 - ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
 - ・ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入
2. 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

3. 生産性向上のための業務改善の取組

- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

4. やりがい・働きがいの構成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善